

報告第3号

今後の協議運賃の取扱いについて

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更になりましたのでご報告いたします。

記

■変更概要

令和5年10月1日付けで道路運送法が改正施行され、今後、運賃の協議については、地域公共交通会議等ではなく、新たに設置する運賃協議会（法第9条第4項に定める協議会をいう。）において協議することになります。

※運賃以外の項目は、引き続き地域公共交通会議等で協議

現行	変更後
①地域公共交通会議等で協議 ↓ ②運賃の届出	①公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ※パブリックコメント、アンケート調査、事業者等ヒアリング等のいずれかを想定 ↓ ②運賃協議会で協議 ↓ ③運賃の届出

■地域公共交通会議等における今後の対応

本市においては、本年度中の運賃変更の予定はないものの、将来の運賃協議に備え、来年度当初の地域公共交通会議等において、協議運賃の取扱い（運賃協議会の設置、構成員、意見聴取方法等を定める要綱制定について等）に係る議案を提出予定です。

■その他 添付資料参照

■道路運送法（抜粋）

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

今般の道路運送法（以下「運送法」という。）改正により、一般乗用旅客自動車運送事業に係る協議運賃制度が創設されました。また、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、協議方法等の取扱いが変更となりました。

改正前 地域公共交通会議等にて協議

構成員<運送法施行規則第9条の3>

- ①市町村長又は都道府県知事
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③バス協会、タクシー協会等
- ④住民又は旅客
- ⑤地方運輸局長
- ⑥労働組合
- ⑦道路管理者、都道府県警察、学識経験者 等

※運賃以外の項目は、
引き続き地域公共交通会議等で協議

改正後

公聴会等の開催(第9条第5項※1)

+新協議会(以下、運賃協議会※2)にて協議(第9条第4項)

構成員<運送法第9条第4項>

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用)
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

※1 運送法第9条第5項に定める措置

→市町村又は都道府県は、協議運賃の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

□実施方法(一例)

・公聴会の開催 ・パブリックコメントの募集 ・地域住民に対するアンケート調査、関係する事業者等へのヒアリング 等

※2 運送法第9条第4項に規定する協議会について、本資料においては、便宜上「運賃協議会」といいます。

【「運賃協議会」の概要】

■協議事項

・地域における需要に応じ当該地域住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る**運賃**等について協議

■構成員

- ①市町村又は都道府県
- ②一般旅客自動車運送事業者(乗合又は乗用)
- ③地方運輸局長
- ④市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

協議を行う構成員は①～④に**限定**

■留意事項

・構成員を限定する観点から、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合においては、上記①～④以外の構成員を退室させる又は別室で行う等、十分注意が必要

01. 公聴会等の実施

<運送法第9条第5項>

【すべきこと】

新

- 利用者・利害関係者の意見等を集約
(ex.) 公聴会の実施、アンケート調査の実施、
地域住民の意見交換・・・等

《補足》

- ・本措置の趣旨は、運賃協議会を開催する前に利用者等の意見を反映させるための措置を義務づけたもの。
- ・これまで、地域説明会等を実施している自治体は当該説明会を本措置として位置づけることも可能。



02. 運賃協議会の開催

<運送法第9条第4項>

【すべきこと】

新

- ①運賃協議会の設置及び設置要綱等の作成
《補足》
設置方法についての参考例(2つ)
 - ・運賃協議会の設置要綱(別添参考様式①)を作成し、新たな会議体を設置(この場合、従来の地域公共交通会議の設置要綱から「運賃・料金を協議する」旨の文言を削除)
 - ・これまでの地域公共交通会議の要綱に「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員で協議を行う」旨を追加
- ②(運賃)協議会の開催
《補足》
 - ・運賃協議会の開催方法はこれまでの地域公共交通会議等と同様
 - ・構成員等は前ページを参照
- ③協議証明書(別添参考様式②)の発行
 - ・運賃の協議証明書は、運賃協議会での発行となるため、根拠条文は注意が必要



03. 地域公共交通会議の開催

<運送法施行規則第9条の3>

【すべきこと】

- ①地域公共交通会議の開催《運賃以外》
(ex.) 態様の変更(路線>区域)

《補足》

- ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については、地域公共交通会議の協議事項とすることは不可
- ・路線延長や運行系統の変更において、運賃の変更がない場合でも、協議運賃届出(運賃協議会)が必要となる場合があります
- ・「02. 運賃協議会」で協議された運賃については協議事項としてではなく、「報告事項」として地域公共交通会議に報告することは可能

- ②運賃以外の協議証明書(別添参考様式③)の発行



▶ 上記01～03を踏まえ、協議運賃(運送法第9条第4項)として運輸局長あて届出

別添参考様式①

運賃協議会設置要綱

【参考様式】※必要に応じ変更することは差し支えありません。

〇〇(市町村)運賃協議会設置要綱(モデル要綱)

<道路運送法第9条第4項に基づくもの>

制定 令和5年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇(市町村)運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項
- (2) その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 福岡運輸支局
- (4) 市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、運賃協議会に諮り定める。

別添参考様式②

運賃協議会 協議証明書

【参考様式】※必要に応じ変更することは差し支えありません。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和 年 月 日に開催した〇〇(市町村)運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法
2. 運賃を適用する路線又は営業区域
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 年 月 日

〇〇(市町村)運賃協議会

別添参考様式③

地域公共交通会議 協議証明書

【参考様式】※必要に応じ変更することは差し支えありません。

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議において協議が調っていることの証明書

令和 年 月 日付け〇〇(市町村)地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 年 月 日

〇〇(市町村)地域公共交通会議
会長 〇〇 〇〇

※これらは参考様式です。そのため、必要に応じ変更することは差し支えありません。